



実体のないアルバイト代を受け取ったり、物品の架空請求で国の研究費からプール金を作る方法は、研究費が少ない時代には、工面の手段として大学も黙認していた。もともと大学には、研究費をきちんと管理する仕組みがない。それを改善しないまま、内部

おおくほかずたか
大久保 和孝 氏

新日本監査法人パートナー
(公認会計士)

1995年から、公認会計士として国私立大学の会計監査やコンサルティング業務に従事。2004年に発足した「私立大学の社会的責任研究会」の事務局を務め、04、05年に報告書をまとめた。

書類上の数字だけ合っているという古いルールに固執するのはなく、社会的要請に対応するコンプライアンス(法令順守)の実現をゴールに設定して、アメとムチでソフトランディングを図るべきだ。

科学立国は今

不正を断つために

4

告発が増えたり世間の目が厳しくなったりしているからといって、研究者をハエたなきのように摘発しても効果は薄い。

書類上の数字だけ合っているという古いルールに固執するのはなく、社会的要請に対応するコンプライアンス(法令順守)の実現をゴールに設定して、アメとムチでソフトランディングを図るべきだ。

研究費不正をなくす策として、まず、不正の自主申告制度を導入したらどうか。研究者が不正使用を自主申告したら、研究費の応募資格停止といった罰則を免除する。過去の不正はすべて不問に付す

らいい。そのかわり、次年度以降の不正は一切認めない。発覚したら大学を辞めてもらう。それくらい厳しくすれば、緊張感が生まれるだろう。

課徴金を減免する制度が、今年1月の改正独占禁止法で導入された。「談合はいけない」といっのは簡単だが、必要悪として存在してきた歴史がある。研究費不正だって同じ。

業者に求めても、無いと言いつてもある。原伝票には連番が振られているため、実際の取引の年度が分かっちゃうからだ。

自主申告制で罰則免除

混乱が起きるだけだ。

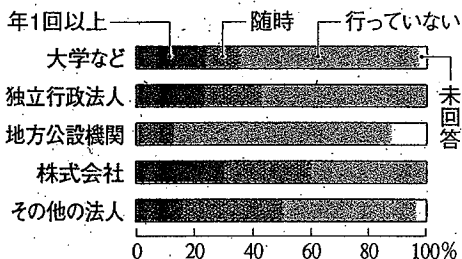
一方、大学にも、研究費の経理を行う組織として十分な責任を負ってもらおう。不正が何件も起きるような大学は、そもそも管理能力が無いものとして、研究費の申請を認めるべきでない。

業者との取引ではこれまで、大学指定の納品書に書き写して提出するのが慣例化し、大学の事務官も形式的な書類チェックだけで実際のモノの動きを見ていないことが多い。書き写す前の原伝票を

大学は、教員の性善説に立ったムフ社会。だが、少子化や財政難によって、大学を取り巻く環境は激変している。不正対策を含め、社会的要請に鋭敏に対応する大学経営が求められている。昔の感覚をぬぐい去れない大先生ほど問題を起す。生き残れる大学かどうか、ここ数年で差が出てくるだろう。

(聞き手・滝田恭子)

研究者に対する法令順守のための研修や講習の実施状況



研修・講習実施 44%

文部科学省が、2006年度に科学技術振興調整費を受託した211の大学や研究機関で実施した調査によると、法令順守の意識を徹底するため研修や講習会を行っていたのは全体で44%。大学では35%に過ぎなかった。

サイエンス 学び